

議会、議員の役割、責務等のたたき台

議会、議員の役割、責務等

(議会の責務)

- 1 議会は、選挙で選ばれた町民の代表から構成する議事機関として、行政運営を監視するとともに、条例の制定、改正及び廃止、予算の決定、決算の認定その他町政運営の基本的な事項を議決し、町的意思を決定します。
- 2 議会は、政策の立案や提言の充実を図らなければなりません。

(議員の責務)

- 1 議員は、町民から選ばれた公職者として、町民意思の的確な把握及び自己研鑽を図るとともに、公益のために行動しなければなりません。
- 2 議員は、高い倫理観のもと、誠実にその職務を行い、自らの発言、決定及び行動に責任を持たなければなりません。
- 3 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議を推進しなければなりません。

(町民参加及び町民との連携)

- 1 議会は、常任委員会、特別委員会等の運営にあたり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、町民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるものとします。
- 2 議会は、請願及び陳情を町民による政策提案と位置づけるとともに、その審議においては、これらの提案者の意見を聴く機会を設けなければなりません。
- 3 議会は、町民、町民団体、NPO等との意見交換の場を多様に設けて、議会及び議員の政策能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るものとします。
- 4 議会は、重要な議案に対する各議員の態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して町民の評価が的確になされるよう情報を提供するものとします。
- 5 議会は、町民の参加と連携を高める方策として、全議員出席のもと、町民に対し説明責任を果たす議会報告会を年1回以上開催し、広く町民の意見を聴取して議会活動に反映させるものとします。

(町長等と議会及び議員の関係)

- 1 議会の本会議における議員と町長及び職員（以下「町長等」という。）の質疑応答は、広く町政上の論点、争点を明確にするため、一問一答の方式で行うものとします。
- 2 議会から本会議及び常任委員会、特別委員会への出席を要請された町長等は、議員の質問に対し反問することができます。

(自由討議による合意形成)

- 1 議会は、議員による討論の場であることを十分認識し、議長は、町長等に対する本会議等への出席を必要最小限にとどめ、議員相互間の討議を中心に運営しなければなりません。
- 2 議会は、本会議、常任委員会、特別委員会等において、議員提出議案、町長提出議案及び町民提案等に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の自由討議により議論を尽くして合意形成を図るとともに、町民に対する説明責任を十分に果たさなければなりません。
- 3 議員は、前2項による議員相互間の自由討議を拡大し、政策、条例、意見等の議案の提出を積極的に行うものとします。

【解説・考え方】

(議会の責務)

議会の責務について規定しています。

議会は、憲法第93条において「議事機関」と規定され、地方公共団体の意思を決定する機関です。

議会は、地方自治法の規定により、条例の制定又は改廃、予算の決定、決算の認定等の議決、町政

運営の基本的な事項を議決する権限を有するとともに、検閲・監査請求等を通じて行政運営を監視する責務があることを改めて規定したものです。

また、町民の意思を的確に把握し実現するため、議会自身の政策立案や提言の充実を図ることを規定しています。

（議員の責務）

- ・議員は、町民から選出された公職者であり、町民の代表者であることから、町民の意思を的確に把握するとともに、自らの識見を深め、議会における政策活動を活性化させるために、審議能力、政策活動能力、政策提言能力の向上を図るなどの自己研鑽を図り、公益、即ち町民や町の利益のために活動することを規定しています。
- ・また、議員は町民の代表としての立場から、高い倫理観を持って誠実に職務を行うとともに、その発言、決定や行動に責任を持つことを規定しています。
- ・議会が言論の府であり、議員間の自由闊達な討論を通して意思決定が行われるのが議会としてのあるべき姿です。議員相互間の自由な討議により議論を尽くして合意形成を行うことを、個々の議員の責務として規定したものです。

（町民参加及び町民との連携）

- ・法律に基づく参考人制度や公聴人制度を活用し、町民の意見・識見を十分に聴取して、自由討議に反映させ、政策水準の向上を目指すことを規定しています。
- ・請願及び陳情を政策提案として位置づけ、その審議において提案者の意見を聴く機会を設けることを規定しています。
- ・多様な住民の意見、考え方を聴取し、町政上の課題を解決するための能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図ることを規定しています。
- ・重要な議案に対する各議員の賛否を議会広報で公表する等、町民が議員の活動を的確に評価できるよう情報提供することを規定しています。
- ・町民の議会活動への参加と連携を高めるため、議員全員による議会報告会を年1回以上開催し、議会としての説明責任を果たすとともに、町民の意見、考え方を聴取することにより、議会活動に反映させることを規定しています。

（町長等と議会及び議員との関係）

- ・本会議における一括質問・一括答弁は、町政上の論点・争点が曖昧になるおそれがあり、これらを明確にしていくために、質疑応答を一問一答方式で行うことを規定しています。
- ・町長や職員が議員の質問に対して論点・争点を明確にするため、また、質疑・質問を行う議員がその質疑・質問の内容に責任を持つため、町長や職員から議員に対して反問する権利を規定し、町長等と議員との間に緊張関係を確保します。

（自由討議による合意形成）

- ・議会は、議員による討論の場であり、町長等の議会への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の討議を中心とした運営を行うことを規定しています。
 - ・議会は、それぞれの会議における議案審議の結論を出すにあたっては、議員相互間の自由討議によって多様な意見を出しあったうえで合意形成を図るとともに、町民に対し説明責任を果たすことを規定しています。
- なお、「町民提案」とは、条例の制定や改廃の請求及び陳情、請願等を意味しています。
- ・議員は、議員相互間の自由討議を拡大し、自らも積極的に議案の提出を行うことを規定しています。

※議会、議員に関することについては、栗山町において平成18年に議会基本条例が全国で最初に制定されて以降、全国の自治体で議会基本条例制定の動きが広がっています。

自治基本条例で、どこまで議会のことを規定するのが論点としてありますが、議会や議員の責務、議会運営に係る基本的事項について、自治基本条例で規定することとしました。

なお、議会や議員に関する事項は、今後、議会基本条例を新たに制定し、規定されるべきものと考えます。

【町民会議では】

議会や議員に関する規定について、他自治体の自治基本条例では責務規定や理念的な規定にとどまっているものが大部分です。町民会議では、そこから一步踏み込み、議会運営に関する規定について、一定程度具体的に規定する方向で検討を進めました。

委員からは、議員が町民と直接対話する機会を設けることを望む意見が多く出されたほか、町民への情報提供、議会運営の進め方等について意見が出されました。

このことから、議会や議員への責務についての規定とあわせて、議会運営に関する基本的事項として、議会報告会の開催や参考人・公聴会制度の活用等、一問一答方式や反問権の採用、議員相互間の討議を中心に議会運営を進めること等を規定することとしました。